

平成二十二年二月二十六日受領
答弁第一四四号

内閣衆質一七四第一四四号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員平将明君提出学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平将明君提出学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問に対する答弁書

一及び二について

文部科学省としては、学校給食実施基準（平成二十一年文部科学省告示第六十一号）において、厚生労働省が策定する「日本人の食事摂取基準」を踏まえつつ、児童生徒の食生活の実態を考慮して、学校給食に供する食物の栄養内容の基準を定めているところである。

「日本人の食事摂取基準」においては、十七歳以下の者の飽和脂肪酸及びコレステロールの摂取量と生活習慣病との関連が明らかでないことから、これらの摂取量の基準を設定していない。このことを踏まえ、学校給食実施基準においても、飽和脂肪酸及びコレステロールの摂取基準を設けていないところであるが、平成二十年三月に学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者会議が取りまとめた報告書においては、飽和脂肪酸や不飽和脂肪酸等の脂肪酸の種類が特定のものに偏らないように食品の組合せに配慮することが必要であると指摘されており、文部科学省においては、このことを学校給食の実施に当たって参考とするよう、都道府県教育委員会等に対し通知しているところである。

学校給食実施基準における飽和脂肪酸及びコレステロールの摂取基準の取扱いについては、今後とも、

「日本人の食事摂取基準」における取扱いを踏まえつつ検討してまいりたい。

三について

文部科学省としては、学校給食における無脂肪・低脂肪牛乳の使用については、各学校の設置者において、学校給食全体として必要な栄養素をバランス良く確保する等の観点から適切に判断すべきものと考えている。